



令和元年 5 月 16 日
多摩市国民健康保険運営協議会
資料 7

平成 31 年 3 月 8 日

多摩市長 阿部 裕行 殿

多摩市国民健康保険運営協議会
会 長 下井 直 敬



多摩市国民健康保険税課税限度額及び軽減所得基準額の変更について（答申）

本協議会は、平成 31 年 2 月 21 日付 30 多健保第 2225 号をもって市長から諮問のあった「多摩市国民健康保険税課税限度額及び軽減所得基準額の変更について」について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

- 1 課税限度額の変更について
課税限度額を 96 万円とする。
(医療分 61 万円、後期高齢者支援金分 19 万円、介護分 16 万円)
- 2 軽減所得基準額の変更について
 - (1) 5 割軽減を「基準額 33 万円 + 28 万円 × 被保険者数」とする。
 - (2) 2 割軽減を「基準額 33 万円 + 51 万円 × 被保険者数」とする。
- 3 実施時期について
平成 31 年 4 月 1 日から実施する。